

氏名(本籍地) いのくま ひろこ  
猪熊 浩子

学位の種類 博士(経済学)

学位記番号 経第103号

学位授与年月日 平成28年3月2日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

研究科、専攻 平成9年3月  
横浜国立大学大学院国際経済法学研究科(修士課程)  
経済関係法専攻修了

学位論文題目 グローバリゼーションと会計・監査

博士論文審査委員 (主査)  
教授 高田 敏文 教授 木村 史彦  
名誉教授 斉藤 静樹(東京大学)

## 論文内容の要旨

企業活動のグローバル化と言われて久しいが、「グローバル化」が意味するところは時代とともに変化している。従来のグローバル化は日本企業の海外との取引の増大という流通過程の国際化をメインにした、海外への進出をしばしば意味していたが、現在の状況はまた異なるグローバル化の波に直面している。企業の活動フィールドが世界規模になるに伴いグローバル戦略も様変わりし、購買・製造・販売・管理の拠点の分散化や、国境をまたぐ事業活動が増大し、生産・消費活動の国際化の進展が新たな局面をもたらしている。そして企業の活動フィールドの拡大に伴い、外国企業との競争で生き残るためにも企業は国境を越えたM&A(合併・買収)や連携なども行うようになる。

このような国境を越えた企業活動の急速な拡大を背景として、企業活動を映し出す役目を果たすインフラとしての会計基準及び会計を取り巻く諸制度についても、国際的な共通基準化(国際標準化)への動きが高まっている。たとえば会計基準について見れば、国際財務報告基準(IFRS)の導入への動きは日本や米国においては依然議論が重ねられているが、世界的に見ればEU諸国・オーストラリア・カナダといった国々ではすでに導入されており、東南アジア諸国などにおいても導入が進みつつある。この点は国際監査基準(ISA)についても同様であり、さらに監査人の資格

に関しても世界的な相互認証のような動きが起こりつつある。

一方で、このような会計を取り巻く諸制度の国際標準化の動きは、会計にかかわる各国の制度、あるいは実態としての企業経営のあり方との間にしばしば不整合を引き起こす。たとえば、ドイツ・フランス等においては、会計上の利益の計算が租税や株主に属する利益の計算の根拠となるため、これらの国々における IFRS の導入は、税法や会社法との間で不整合という論点を提起した。日本においても、IFRS は金融業界志向であり、製造業の業態にそぐわないという意見や、公正価値会計に対する懸念、会計制度と連携している税法・会社法といった諸法令・制度との不整合から生じる企業経営への影響など、現状の企業を取り巻く環境を総合的に鑑みて、東京合意で予定されていた IFRS 導入のスケジュールは見直され、日本版 IFRS と言われる修正国際基準の導入など絶えず見直しを加えながら、現在も検討がなされている。

こうした状況は依拠する会計制度設計の問題のみならず、日本の制度に取り込まれる個別具体的な会計基準の改訂においても、また会計を取り巻く制度やビジネスに対しても影響をもたらす。たとえばリース会計に関する IFRS の基準改訂によって、日本のリース会計基準も見直され、従前オフバランス処理だったリースについてオンバランス化される可能性がでてきている。これに対して多くの企業がオンバランス化を事前に回避しようとし、結果として事業構造の見直しやモノの利用ではなく、サービスを楽しむクラウドコンピューティングの活用が進むといった状況も見られた。

このような現状を分析すると、会計基準等の国際的に利用される制度の標準化の流れの中で国境を越えた企業活動を円滑に進めていくためには、国際標準化と各国の固有性の摩擦を一つずつ解明し、調和させていかななくてはならない。グローバルな競争における企業の競争力が他国の企業が直面する制度を含めた経済環境との相違に基づくと考えれば、この点は日本経済の将来にとって大きな問題となってくる。

本書では、グローバル化がもたらす経済環境の変化と、その企業の活動を写し取る会計制度、その財務報告の適正性を担保する役割を果たす監査制度がいかに対応してきたか、また今後どのように対応していくのが望ましいのかについて考察したい。

グローバル化の進展により国境を越える経済活動が増大すれば、勢い国をまたぐ各種制度が相違するのは煩雑であり、互換可能である制度設計が考えられ、それがグローバル基準へ向かうという流れは当然出てくるであろう。ただし、このような制度の世界標準化の際に表裏一体の形で生じるのが、会計と関係をもつ周辺制度との調整プロセスである。各国の制度が一度に変換がなされる、もしくは同じ方向に進むということがあれば、この制度標準化の流れというのは当然起こりうる形であるが、実際は国によって制度のグローバル化への対応には緩急がある。また標準化に伴う便益と困難を比較考量すると、国内制度を国際互換性のある制度に変革していくことが必ずしも合理的と判断されないこともある。

とくに会計は単独制度として機能しているのではなく、周辺制度と強く相互関係を保ちながら存在している。あわせて、企業会計は社会規範 (social norms) としての側面を併せ持つとも言われている (Sunder, 2005, 2009)。もともと会計は「事実と慣習と判断の総合的産物」と言われるように一

義的に最適解を定められるものではなく、社会的インフラの一部を構築していることから、会計基準だけを整備すれば足りるわけではなく制度全体の動きを見据えなければならない。投資家への財務報告への在り方を探るのみならず、経済活動に対するインパクトにも配慮していくことは不可欠である。また会計基準の設定の仕方も、演繹法的に有るべき姿から導き出される部分と帰納法的に実務での積み重ねが純化されて蓄積されてくる部分がある。帰納法的な設定プロセスの場合、各経済事実と慣習がどうしても各国の既存の実務は社会常識に依拠することになる。

また各国で設定プロセスが異なる以上、帰結としての制度が似通っているとしても、会計を取り巻く諸制度の位置づけが国ごとに異なることもあろう。この点から、会計・監査制度の国際標準化の流れに対して、周辺制度(税法・会社法・資本市場に関する規制などの各種制度)との調整を、各国が如何に対応してきたかを分析することは、日本における基準の機能や変化を分析し今後を展望するに当たり大きな鍵になる。

本書では上記のような問題意識のもと、各章で次のような論点を扱っていく。

まず第1章では、グローバリゼーションと会計・監査制度の関係を明らかにする。グローバリゼーションを会計・監査制度の関係で捉えると、制度そのものが国際的に統合化された結果、制度が標準化される動きに着目されがちであるが、実際には各国に固有の法体系や制度のみならず経済的要因を考慮に入れた多様性を重視するグローバルと言われるような動きが新たに生じてきている。

グローバリゼーションを近代の国際システムである主権国家体制を前提にして考察することは現状の把握に有効であろう。ここでは国家の意思決定は国民と結びつき、国家をコントロールする上位の権限の存在は想定されず、国際機関の位置づけは対国家との枠組みで規定されているからである。ところが近年の国境を越える経済活動の拡大に伴い、主権国家＝国民国家が統治する範囲と経済実態の活動の場がリンクしなくなる現状が生じている。この時にグローバリゼーションはある制度が国際標準化していくことを意味するのではなく、世界の相互関係が深まる中での国家と世界、グローバルとローカルのあり方が変容していく過程と分析できる。グローバリゼーションの捉え方を再検討したうえで、会計・監査制度に与える影響及びその背景について論述した。

第2章では会計の標準化と各国の固有の制度、特に税制との間の不整合に注目した。ここで税制に着目したのは、経済活動にかかわる様々な制度の中でも、とりわけ税制は会計基準との結びつきが強い一方で、IFRSのような国際的な会計基準と各国の税務会計では基本的理念が異なるからである。企業の課税所得計算において、会計上の利益の計算を租税計算の根拠に利用する際には、両者の利益観の違いは制度設計に大きな影響を及ぼすことになる。加えて、税制との関係が重要になるもう一つの理由は、税制は国家財政に関連することから各国の主権に直接に関わっており、この意味で各国の固有性が強く働く領域であるからである。コンバージェンスに向けて財務会計の基準が統合化されたとしても、税務会計上でグローバル規模の国際的な調和への動きは考えづらい。

続く第3章では、財務会計と税務会計の間に生じている個別規定の不整合について論述する。題材としてはヨーロッパ諸国、特にフランスにおいて財務会計のコンバージェンスが税務会計との

間にどのような不整合をもたらしたかを検討する。フランスは日本と同様、財務会計と税務会計の関係性が深いことからフランスでの経験から日本への示唆を探った。フランスの事案の検討を通じて、財務会計と税務会計に生じうる問題点とその対応について日本への示唆を探った。

第4章では、財務会計と会社法の関係に着目した。各国の企業活動の根本原則を定める会社法は、各国法制設定主体の判断に委ねられており、会計基準がグローバル基準となったとしても、それに伴い会社法のグローバル・コンバージェンスが進展するわけではない。そこで、財務会計と会社法の間で最も密接な関係がある配当可能利益を取り上げ、会計基準設定がIFRSのような国際会計基準に影響を受けた場合に生じうる論点について考察した。

同じく第5章では、配当可能利益の論点を扱うが、会計の国際標準化が企業行動に与える一側面としての視点から検討したい。会計の国際化が配当可能利益に与える変化と、またこの変化が企業の配当行動に与える影響を検討し、そこから国際標準化と各国の会社法とを如何に調和させるべきかについて考察する。特に理論的な検討のみならず、IFRS導入で既に経験を積み重ねているフランスとイギリスの上場会社を対象とした実証も取り入れた。

第6章では、IFRSのような原則主義の会計基準を導入した時に、影響が大きいとみられている監査人の判断過程について取り扱う。詳細なルールが存在しない原則主義の会計基準のもとでは、監査人の会計判断における裁量が拡大し、かつ負うべき責任が増大するのではないかという認識がある。ルールベースの会計基準では、数値基準(bright line)のようなある会計処理についての明確な基準が示されており、それについての解釈あるいは適用指針によって補足的に説明されていた。しかし、IFRSでは明確な基準はかえって会計操作の可能性を高めるという考え方から、IFRSは会計処理の原則のみを示し、解釈指針は存在しているものの、扱う範囲は限定されている。このような原則主義の会計基準のもとでは、具体的な基準の適用は、一義的には企業の判断に、最終的には専門家である監査人の判断に委ねられる。IFRSの採用では監査の役割がより重要になること、また適用に際する監査人の判断過程について検討を行った。この際に、監査人が自らの裁量の範囲の拡大と責任の拡大に対応するために、何らかの具体的な基準に依拠して行動することになるのではないかという観点で、既にIFRSを導入している欧州事例を参照しながら検討を行った。原則主義の下では監査人の判断の幅が広がるという見方に対して、監査人の側が上記で述べた何らかの基準に依拠して判断を行おうとする結果として、実際に利用される基準(standard in use)が形成されるため、必ずしも判断のばらつきが広がるとは限らないことを指摘したい。

すなわち、原則主義の下での監査人の行動を検討し、監査人が実際には何らかの基準に依拠して行動することを指摘し、具体的にどのような基準に依拠して行動するかについて検討した。次に、IFRSの導入により監査人の裁量が拡大し、監査人にとっての大きな負担になるという見方に対しては、実際には監査人は何らかの基準に依拠するために、IFRSの導入によっても、監査人が実際にその裁量を行使するわけではなく、基準を設定することによりその責任を回避しようとすることを示す根拠を述べる。

第7章では、会計監査のプロフェッショナルサービスを提供する会計専門家の資格制度そのも

のを取り扱う。周知の通り企業の取引実態を映し出す役割を持つ会計基準や監査制度については、各国政府や職業団体が制度設計の任を負い、またその執行を担っている。

いうまでもなく、会計・監査制度は企業の活動基盤を支える社会的インフラであり、企業の国際競争力を支える重要な役割を果たす。会計・監査制度をどのように設計するのかが国全体の競争力を左右することもある。

そして会計・監査制度を構築する際には、制度を執行する会計プロフェッショナルの在り方も定めなければならない。第8章では会計プロフェッショナルが必要とされる理由を情報の経済学の観点から整理するとともに、会計プロフェッショナルの発祥の地であるイギリスにおける会計職業団体の発展の経緯と、そのうち特に経済のグローバル化とともに近年急成長してきたイギリス発の国際的な会計職業団体 Association of Chartered Certified Accountants (以下 ACCA と略す) の戦略についても概観したい。

第8章は終章として本書の総括を示す。ここでは前章までに明らかにした会計・監査制度の諸側面を踏まえ、改めて国際化時代の会計の目的を明らかにするとともに、これからの会計基準の国際標準化についての方向性を検討した。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、経済および企業活動のグローバル化によってもたらされた、国際財務報告基準(IFRS)の導入および会計士資格の国際間の相互認証といった問題が、各国独自の会計・監査制度、そしてそれに関連する法制度とどのように影響しあっているのかについて解明した上で、日本における会計、監査制度の今後のあり方を考察しようと試みたものである。

論文は8章から構成されている。第1章は、Sassenのグローバリゼーションをめぐる諸論に基づいて経済のグローバル化と国家との関係に言及しつつ、論文全体の背景、基礎的な概念を整理している。

第2章と3章は会計基準の標準化と各国の税制との間の不整合をめぐる問題について検討している。第2章では、フランス、英国、ドイツにおける会計基準標準化への対応を概観した上で、会計基準標準化と各国固有の制度との間で生じる不整合に対し、両者の切り離しでもなければその逆の一体化でもなく、固有性と標準化との間をいくつかの段階に分けながら調整していくことが妥当であると主張している。そして第3章では、主にフランスの事例を通じて、会計基準標準化と各国の税制との間の不整合に対する具体的な対応を検討し、税務会計独自の基準作成やいわゆる連単分離方式の意義も含め、会計基準標準化と各国税制との間の不整合に対する具体的な対応を検討している。

第4章と第5章は、財務会計と会社法との関係を考察する場合に重要な論点となる配当可能利益の算定問題に着目し、会計基準の標準化によって生じる不整合とその対応について考察して

いる。英国、フランス等のケースを検討し、会社法独自の基準で配当可能利益を制限する(英国)、あるいは税制と同様に連単分離の形に対応させる(フランス)、といった方法により、各国は不整合を解消しようとしていることを明らかにした。

第6章は、監査人の監査意見形成過程と国際監査基準に対する各国の対応について検討している。原則主義を採用するIFRSの下で、監査人は、経営者の裁量の範囲と自身の責任の拡大に対応するために、監査法人が定めた監査手続のガイドラインに依拠して行動していることを示している。一方、第7章では会計士資格の国際化について検討し、第2章から5章まで検討されたような会計と結びついた各国独自の諸制度が存在する状況下にあつては、会計基準・監査基準の国際標準化が会計プロフェッションの国際化につながるわけではないとの主張が展開されている。

第8章では、論文全体が総括され、会計および監査のグローバリゼーションに対し、会計制度は国際的標準化とローカルへの適応のバランスを取り続けていくことが重要であるとの結論が提示されている。

本論文は、監査済み財務諸表に期待される「投資家に対する情報提供機能」と「企業をめぐるステークホルダー間の利害調整機能」という重要な役割に照らして、IFRSの日本への導入のあり方というテーマを会計および監査の両面から理論的に考察したものであり、会計・監査に係る研究、実務、制度設計に対して多大な貢献を果たすものであると評価できる。

よって、審査委員一同は、本論文は「博士(経済学)」を授与するに値すると判断した。